

4月から

住み慣れた地域で元気で生き生きと暮らすために
介護予防・日常生活支援総合事業が始まります

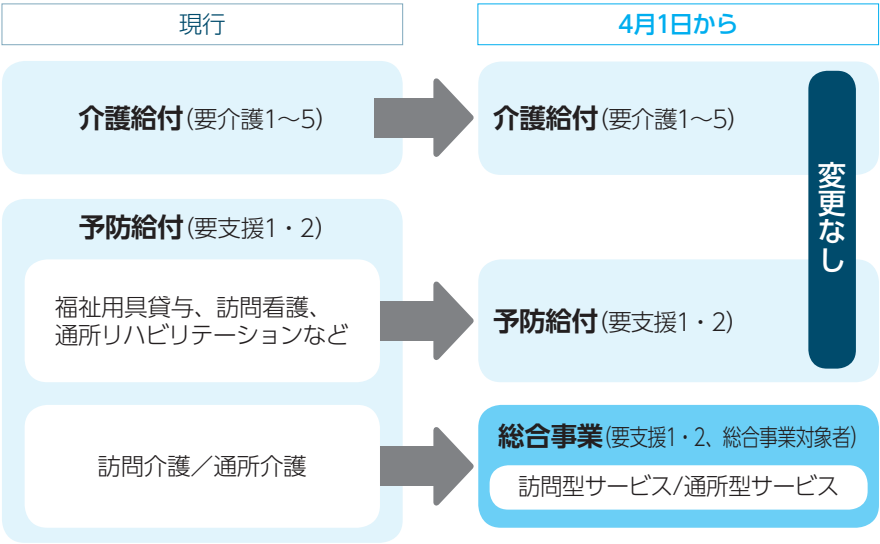
問 高齢者支援課 ☎内線2622

これから高齢化が進むにつれて、一人暮らしや高齢者のみの世帯、認知症の高齢者の増加が予想されます。住み慣れた地域で、いつまでも元気で生活するためには、地域全体で高齢者を支えるとともに、自分自身でも介護が必要な状態にならないよう、予防することが大切です。そのための仕組みとして、介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業)を4月から開始します。

◆総合事業の概要

◇介護予防訪問介護と介護予防通所介護を総合事業に移行します

全国一律で実施されてきた介護保険制度の予防給付(要支援者に対するサービス)のうち、訪問介護(ホームヘルプサービス)と通所介護(デイサービス)を総合事業に移行し、市の実情に合った事業として実施します。
※ホームヘルプサービスとデイサービス以外の予防給付(介護予防福祉用具貸与など)に変更はありません。



◆総合事業のサービスの種類

◇訪問型サービス

ヘルパーなどが訪問して調理や掃除などを利用者とともにいき、利用者自身が日常生活を送るうえでできることを増やせるように支援します。従来の訪問型サービスのほか、新たに利用料などを市が独自に設定したサービス(※)を追加します。
※訪問介護事業所のヘルパーや市が認定する「みたかふれあい支援員」(市指定の研修修了者)がサービスを提供します。

◇通所型サービス

デイサービス事業所で、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどのサービスが日帰りで受けられます。従来の通所型サービスのほか、新たに利用料などを市が独自に設定したサービスを追加します。

◆総合事業のサービスを利用できる方

要支援1・2の方、「みたか日常生活チェックシート」により総合事業対象者と判定された65歳以上の方

申込方法 お住まいの地区の地域包括支援センターにご連絡ください。同センターでチェックシート(生活機能について調べる25項目の質問)を実施します。その結果を踏まえて、同センターの職員やケアマネジャーが、本人の意向や心身の状態などを確認しながら、サービス利用計画を作成します。
※現在、要支援1・2の方で訪問介護や通所介護の利用者は、要支援認定更新の際に総合事業に移行します。
※総合事業以外の予防給付を利用する場合は、要支援認定が必要です。

◇総合事業のサービス提供を予定する事業者のみなさんへ

同事業のサービスを提供する場合は、市への申請が必要です。申請は随時受け付けますが、申請時期により事業開始時期が異なります。

申請書を同課(市役所1階11番窓口)へ

※くわしくは市ホームページをご覧ください。

平成27年 市内地区別 刑法犯認知件数

問 安全安心課 ☎内線2271

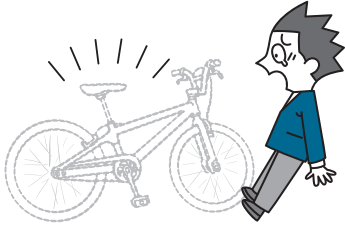
昨年1年間の市内の刑法犯認知件数は1,247件で、一昨年に比べて253件減少しました。万引き、置き引き、駐車中の車内にある金品や自転車の前かご内の荷物を狙った車上狙いなどの件数が大きく減少しました。自転車盗の件数も大幅に減りましたが、依然として全件数の約4割近くを占める高い水準にあるほか、暴行や傷害、会社事務所や

店舗、住宅などを狙った侵入窃盗、女性を狙った性犯罪が増加傾向にあります。また、高齢者を狙った「振り込め詐欺」などの特殊詐欺の被害件数は24件で被害総額も約1億2,900万円と昨年より減少しましたが、1件当たりの被害金額は増加しており、引き続き注意が必要です(下段記事も併せてご覧ください)。

平成27年地区別件数 出典：三鷹警察署(手集計)

地区	総件数	凶悪犯(※1)	侵入窃盗	ひったくり	特殊詐欺(※2)	子どもに対する犯罪(※3)	自動車盗	車上狙い	自転車盗	その他(※4)
下連雀	363	1	7	1	4	0	0	0	142	208
牟礼	90	0	3	0	2	0	1	1	36	47
井の頭	98	2	8	0	3	0	0	0	33	52
中原	55	1	3	0	2	0	0	2	26	21
北野	63	0	2	0	4	0	0	0	32	25
新川	114	0	2	0	5	0	0	2	54	51
上連雀	165	2	18	1	1	1	0	1	70	71
井口	55	0	3	0	2	0	0	1	28	21
深大寺	42	0	3	0	1	0	0	1	14	23
野崎	105	0	3	0	0	0	1	0	18	83
大沢	78	1	6	0	0	0	0	1	30	40
不明	19	0	0	0	0	0	0	0	0	19
総計	1,247	7	58	2	24	1	2	9	483	661

- ※1 凶悪犯…殺人・強盗・放火など。
- ※2 特殊詐欺…振り込め詐欺・オレオレ詐欺・還付金詐欺・架空請求詐欺など。
- ※3 子どもに対する犯罪…小学生以下を対象。
- ※4 その他…記載の犯罪以外で、性犯罪・器物損壊・オートバイ盗・置き引き・万引きなど。



振り込め詐欺にご注意を！

問 安全安心課 ☎内線2271

特殊詐欺の被害に遭わないために

詐欺犯からの電話は、どなたにでもかかってきます。人ごとだと思わず、下記のポイントを確認して、家族一丸となって詐欺の被害から大切な財産を守りましょう。

◇ポイント

- 手口が知れ渡った今でも、特殊詐欺のほとんどは身内をかたった「オレオレ詐欺」です。
- マイナンバー制度の施行から、架空請求詐欺が増加しています。「あなたの個人情報が漏れている」「名義を貸してほしい」などの電話は全て詐欺です。
- 電話をかけてくる犯人は詐欺のプロです。言葉巧みに不安感をあおるため、誰もが被害者になる可能性があります。「自分は大丈夫」の油断が危険です。
- 市役所や税務署の職員を装って「還付金があります」と電話をかけて誘導し、ATMからお金を振り込ませる手口が増えています。「ATMへ行ってください」という電話は全て詐欺です。

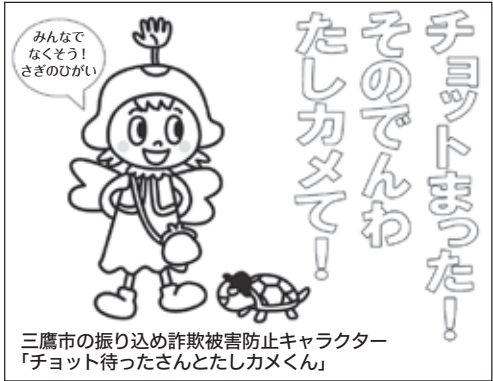
不審な電話がかかってきたらすぐ110番通報しましょう！

塗り絵を描いて注意喚起！

塗り絵の裏面には、詐欺被害に遭わないためのポイントが記載されています。お孫さんからのおじいちゃん、おばあちゃんへのプレゼントにも最適です。

◇配布場所

同課(市役所3階)
※市ホームページからも入手できます。



三鷹市の振り込め詐欺被害防止キャラクター「チヨット待ったさんとたしカメくん」

「チヨット待ったさんとたしカメくん」塗り絵(B4サイズ)を配布中